

大分県報

令和二年
七月九日
号外（六九）

（木曜日）

目次

規則

大分県営住宅等の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正……………一

○規則

大分県営住宅等の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和二年七月九日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第五十六号

大分県営住宅等の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大分県営住宅等の設置及び管理に関する条例施行規則（平成九年大分県規則第六十六号）の一部を次のように改正する。

第一号様式の一の添付書類に次の一号を加える。

8 特殊詐欺等の用に供する等住宅以外の用途に使用しないことを誓約する書面

第一号様式の二の添付書類に次の一号を加える。

8 特殊詐欺等の用に供する等住宅以外の用途に使用しないことを誓約する書面

附則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の大分県営住宅等の設置及び管理に関する条例施行規則第一号様式の一及び第一号様式の二の規定による用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

令和二年七月九日

大分県報号外（規則）